

第2回会津若松市新型コロナウイルス感染症対策総合本部会議の結果について

企画政策部 企画調整課

1 第2回新型コロナウイルス感染症対策総合本部会議

(第9回会津若松市新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

(第3回会津若松市新型コロナウイルス緊急経済対策本部会議)

(1) 日 時 令和2年4月28日(火) 14:30~15:40

(2) 場 所 會津稽古堂多目的ホール

(3) 出席者 拡大部長会議構成員及び会津若松消防署長

(4) 案件及び結果

① 市主催イベント中止等及び市公共施設の休館等に関する指針について (健康増進課)

→ 原案どおり承認 (詳細別紙)

② 市内旅館・ホテルの水道基本料金の減免について (観光課)

→ 原案どおり承認 (詳細別紙)

③ 本市への観光を目的とした訪問の自粛要請について (観光課)

→ 原案どおり承認 (詳細別紙)

④ 市内宿泊施設における観光客の受け入れ自粛要請について (観光課)

→ 原案どおり承認 (詳細別紙)

⑤ 大型連休に伴う外出自粛等の要請について (健康増進課)

→ 原案どおり承認 (詳細別紙)

⑥ 事業者向け相談窓口について (商工課)

→ 原案どおり (詳細別紙)

新型コロナウイルス感染症に係る市主催のイベント 中止等及び市公共施設の休館等に関する指針

健康福祉部 健康増進課

1 これまでの対応

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、本市では令和2年2月26日以降、市主催のイベント等の方針を示し、国の基本的対処方針・県の基本方針（以下「基本方針」）に応じて対処してきた。

県では、特措法に基づく移動制限や公共施設の利用制限の方針が示され、本市でも市主催のイベント等の方針の見直しをするとともに、市の公共施設の休館・休業については、施設所管部局において施設の特徴・属性に応じて対処してきた。

今後も国・県の基本方針の変更に迅速に対処するため、以下のとおり指針を定めるものとする。

2 市主催イベント等の基本方針

令和2年5月6日までの市主催イベント等の開催に関する方針は、以下のとおりとする。なお、この方針は、当該期間中であっても、国・県の基本方針、市内等の感染症の発生動向等を踏まえ、随時見直しを行うものとする。

- (1) 市が主催するイベント等については、開催の必要性を再検討し、原則中止または延期とする。
- (2) 開催せざるを得ないと判断したイベント等については、参加者を極力限定するなどの対策を講じた上で、参加者の注意を行い、以下の感染症対策を徹底して開催することができる。

〈感染症対策〉

- ・「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の「3つの密」を避ける。
- ・参加者の体調確認を行い、風邪症状の方にはイベント等への不参加を要請する。
- ・咳エチケットの実施、アルコール消毒薬の設置等、可能な限りの感染予防及び感染拡大防止対策の実施

3 市公共施設の休館・休業等について

市公共施設の方針については、以下の通りとする。

- (1) 休館・休業等をする施設について

市民生活に直接影響のあるサービスを有する施設等を除き、令和2年4月22日から令和2年5月6日まで原則として休館・休業する。

なお、この方針は、当該期間中であっても、国・県の基本方針、市内等の感染症の発生動向等を踏まえ、随時見直しを行うものとする。

また、市公共施設の休館・休業にあたっては、施設毎に利用者、利用形態が大きく異なることから、施設管理者においてその属性等を考慮し、指定管理者等の関係者と協議の上で次の事項に留意しながら対応方針を見直し、決定すること。

〈原則として休館・休業を行う場合〉

- ① 県の基本方針において、県有施設等について更なる休館等について示された場合。
- ② 市有施設の職員や利用者に感染症が発生した場合、あるいは地域的に感染症患者が増加している場合。
- ③ 市公共施設を開館することにより、市内外からの利用者が増え、感染拡大が懸念される場合。
- ④ その他、上記以外の事由により、早急に休館・休業の必要が生じた場合。

(2) 開館・開業する施設について

市民生活に直接影響のあるサービスを有する施設については、以下の感染対策を徹底した上で、開館等を行うことができるものとするが、(1)の①から④事項が生じた場合は、原則として早急に休館・休業を検討するものとする。

〈開館する場合の感染症対策〉

- ・ 利用者が触れる可能性がある場所には、アルコール消毒液や塩素系漂白剤等により、定期的に消毒を行うこと。
- ・ 「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話や発声する密接場面」を避ける。
- ・ 体調不良者の来館自粛の呼びかけ、定期的な換気、咳エチケットの啓発、アルコール手指消毒剤の設置等を行う。

4 決定等について

- (1) イベント等、市公共施設の休館等の方針、対応については、各所管部局において、本部長及び副本部長と協議・決定し、対策総合本部（企画調整課）に報告することとする。
- (2) 報告後、対応について速やかに関係機関に公表することとする。

5 方針の改正等について

- (1) この方針は令和2年4月28日から令和2年5月6日までとする。ただし、国・県の基本方針、市内の感染症の発生動向を踏まえ、内容、期間について随時、速やかに見直しをするものとする。
- (2) 基本方針の見直しにあたり、本部長・副本部長と協議し、対策総合本部（健康増進課）で、見直し後の方針を周知するものとする。

利用等が可能な公共施設等一覧

令和2年4月28日現在

■利用等が可能な公共施設等一覧

区分	施設名称	問合せ先	電話番号	備考
市役所庁舎	本庁舎	総務課	39-1211	
	栄町第一庁舎	総務課	39-1211	
	栄町第二庁舎	総務課	39-1211	
	栄町第三庁舎	総務課	39-1211	
	追手町第二庁舎	総務課	39-1211	
	北会津支所	北会津支所 まちづくり推進課	58-2211	
	河東支所	河東支所 まちづくり推進課	75-2113	
	上下水道局	上下水道局総務課	22-6073	
	廃棄物対策課	同左	27-3961	
	情報統計課統計分析グループ	同左	39-1215	
ごみ処理施設	ごみ焼却処理施設 (会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センター)	会津若松地方 広域市町村圏 整備組合環境センター	27-9004	
市民センター	湊市民センター	同左	93-2111	
	大戸市民センター	同左	92-2501	
	北市民センター	同左	22-1066	
	南市民センター	同左	27-1780	
	一箕市民センター	同左	22-1788	
	東市民センター	同左	27-2045	
幼稚園・保育所等	中央保育所	同左	27-3370	感染症防止のため各家庭での保育が可能範囲で家庭保育にご協力ください。
	広田保育所	同左	75-2155	
	湊しらとり保育園	同左	93-2010	
こどもクラブ	城前こどもクラブ	同左	27-1635	感染症防止のため各家庭での保育が可能範囲で家庭保育にご協力ください。
	城北こどもクラブ	同左	22-0751	
	行仁こどもクラブ	同左	22-9006	
	城西こどもクラブ	同左	28-1334	
	謹教こどもクラブ	同左	28-2311	
	日新こどもクラブ	同左	26-6901	
	湊こどもクラブ	同左	93-2067	
	一箕第一こどもクラブ	同左	22-1887	
	一箕第二こどもクラブ	同左	22-0280	
	一箕第三こどもクラブ	同左	22-9250	
	松長第一こどもクラブ	同左	32-0653	
	松長第二こどもクラブ	同左	32-2525	
	永和こどもクラブ	同左	24-2612	

区分	施設名称	問合せ先	電話番号	備考
こどもクラブ	神指こどもクラブ	同左	22-2580	感染症防止のため各家庭での保育が可能な範囲で家庭保育にご協力ください。
	門田こどもクラブ	同左	27-3722	
	城南第一こどもクラブ	同左	27-3556	
	城南第二こどもクラブ	同左	23-4300	
	東山こどもクラブ	同左	27-2445	
	小金井第一こどもクラブ	同左	23-4091	
	小金井第二こどもクラブ	同左	27-6177	
	荒館こどもクラブ	同左	58-3419	
	川南こどもクラブ	同左	56-5965	
	河東こどもクラブ	同左	75-3730	
保健・福祉施設	夜間急病センター	健康増進課	39-1245	
	片柳デイサービスセンター	高齢福祉課	39-1291	
	南花畑デイサービスセンター	高齢福祉課	39-1291	
	北会津デイサービスセンター	高齢福祉課	39-1291	
	シルバー人材センター	高齢福祉課	39-1291	
	ノーマライゼーション交流館パオパオ（交流スペース以外）	障がい者支援課	39-1241	
	ファミリー・サポート・センター	こども家庭課	23-4545	
公営墓地	大塚山墓園	まちづくり整備課	39-1275	
	真宮墓地公園	まちづくり整備課	39-1275	
	一本木墓園	まちづくり整備課	39-1275	
	冬木沢墓園	まちづくり整備課	39-1275	
	大塚山納骨堂	まちづくり整備課	39-1275	
観光・産業施設	松平家御廟	会津若松観光ビューロー	27-4005	
	会津若松市公設地方卸売市場	会津若松市公設地方卸売市場協会	25-1171	

利用等を休止している公共施設等一覧

令和2年4月28日現在

■ 5月6日（水）まで利用等を休止する施設

区分	施設名称	問合せ先	電話番号	備考
市役所庁舎	北会津支所ピカリンホール	北会津支所 まちづくり推進課	58-2211	
	廃棄物対策課リサイクルコーナー	廃棄物対策課	27-3961	
生涯学習施設	生涯学習総合センター (會津稽古堂)	同左	22-4700	
	会津図書館	同左	22-4711	
	中央公民館神指分館	同左	22-1782	
	北公民館	同左	25-4044	
	南公民館	同左	27-4835	
	大戸公民館	同左	92-2373	
	一箕公民館	同左	25-0997	
	東公民館	同左	27-6381	
	湊公民館	同左	93-2461	
	北会津公民館	同左	58-3111	
	河東公民館	同左	75-2127	
文化施設	文化センター	同左	26-6661	施設利用は休止となりますが、施設の予約やキャンセル等の手続きは通常通り行っています。
	會津風雅堂	同左	27-0900	
	会津能楽堂	同左	26-6661	
	歴史資料センター (まなべこ)	同左	27-2705	施設利用は休止となりますが、問い合わせ対応は通常通り行っています。
コミュニティセンター	行仁コミュニティセンター	環境生活課	39-1221	
	日新コミュニティセンター	環境生活課	39-1221	
	城北コミュニティセンター	環境生活課	39-1221	
	城西コミュニティセンター	環境生活課	39-1221	
	松長コミュニティセンター	環境生活課	39-1221	
	真宮コミュニティセンター	環境生活課	39-1221	
	謹教コミュニティセンター	環境生活課	39-1221	
	鶴城コミュニティセンター	環境生活課	39-1221	
	城南コミュニティセンター	環境生活課	39-1221	
幼稚園・保育所等	河東第三幼稚園	こども保育課	39-1239	原則として園児は登園できませんが、特例措置として、保護者の勤務状況等により、園児を家庭等でみる事ができない場合は、園で聞き取りを行った上で、幼稚園で過ごすことを可能とします。預かり保育は、午前7時30分から8時30分までと午後2時から午後5時までとし、昼食持参とします。

区分	施設名称	問合せ先	電話番号	備考
小学校	鶴城小学校	学校教育課	39-1303	小学校3年生以下の児童及び特別支援学級在籍者等で、保護者の勤務事情等により、自宅待機等が困難な場合、保護者からの申し出が正当なものであると確認し、校長が許可した場合、学校で過ごすことを可能とします。
	城北小学校	学校教育課	39-1303	
	行仁小学校	学校教育課	39-1303	
	城西小学校	学校教育課	39-1303	
	謹教小学校	学校教育課	39-1303	
	日新小学校	学校教育課	39-1303	
	湊小学校	学校教育課	39-1303	
	一箕小学校	学校教育課	39-1303	
	松長小学校	学校教育課	39-1303	
	永和小学校	学校教育課	39-1303	
	神指小学校	学校教育課	39-1303	
	門田小学校	学校教育課	39-1303	
	城南小学校	学校教育課	39-1303	
	大戸小学校	学校教育課	39-1303	
	東山小学校	学校教育課	39-1303	
	小金井小学校	学校教育課	39-1303	
	荒館小学校	学校教育課	39-1303	
川南小学校	学校教育課	39-1303		
河東学園小学校	学校教育課	39-1303		
中学校	第一中学校	学校教育課	39-1303	
	第二中学校	学校教育課	39-1303	
	第三中学校	学校教育課	39-1303	
	第四中学校	学校教育課	39-1303	
	第五中学校	学校教育課	39-1303	
	第六中学校	学校教育課	39-1303	
	湊中学校	学校教育課	39-1303	
	一箕中学校	学校教育課	39-1303	
	大戸中学校	学校教育課	39-1303	
	北会津中学校	学校教育課	39-1303	
	河東学園中学校	学校教育課	39-1303	
児童館	城前児童センター	こども保育課	39-1239	
	行仁町児童センター	こども保育課	39-1239	
	西七日町児童館	こども保育課	39-1239	

区分	施設名称	問合せ先	電話番号	備考
保健・福祉施設	保健センター	健康増進課	39-1245	
	北会津保健センター	健康増進課	39-1245	
	河東保健センター	健康増進課	39-1245	
	天神ふれあいセンター	高齢福祉課	39-1291	
	河東園芸ふれあいセンター	高齢福祉課	39-1291	
	ノーマライゼーション交流館パオパオ（交流スペース）	障がい者支援課	39-1241	
スポーツ施設	河東学園内コミュニティプール（おんぷ〜る）	会津若松市公園緑地協会	28-4440	
	ふれあい体育館	会津若松市公園緑地協会	28-4440	
	ふれあいテニスコート	会津若松市公園緑地協会	28-4440	
	ふれあいハウス	会津若松市公園緑地協会	28-4440	
	小松原多目的運動場	会津若松市公園緑地協会	28-4440	
	河東総合体育館	会津若松市公園緑地協会	28-4440	
	河東弓道場	会津若松市公園緑地協会	28-4440	
	河東野球場	会津若松市公園緑地協会	28-4440	
	河東テニスコート	会津若松市公園緑地協会	28-4440	
	市内学校体育施設（校庭）	スポーツ推進課	39-1306	
公園・緑地	鶴ヶ城公園 鶴ヶ城体育館	会津若松市公園緑地協会	28-4440	
	鶴ヶ城公園 第二球場	会津若松市公園緑地協会	28-4440	
	鶴ヶ城公園 弓道場	会津若松市公園緑地協会	28-4440	
	鶴ヶ城公園 武徳殿	会津若松市公園緑地協会	28-4440	
	鶴ヶ城公園 会津庭球場	会津若松市公園緑地協会	28-4440	
	会津総合運動公園 あいづ総合体育館	会津若松市公園緑地協会	28-4440	
	会津総合運動公園 あいづ球場	会津若松市公園緑地協会	28-4440	
	会津総合運動公園 テニスコート	会津若松市公園緑地協会	28-4440	
	会津総合運動公園 あいづドーム	会津若松市公園緑地協会	28-4440	
	会津総合運動公園 多目的広場	会津若松市公園緑地協会	28-4440	
	会津総合運動公園 多目的広場サッカー・ラグビー場	会津若松市公園緑地協会	28-4440	
	会津総合運動公園 ゲートボール場	会津若松市公園緑地協会	28-4440	
	会津総合運動公園 あいづ陸上競技場	会津若松市公園緑地協会	28-4440	
	会津総合運動公園 あいづ相撲場	会津若松市公園緑地協会	28-4440	
	会津総合運動公園 ローラースケート場	会津若松市公園緑地協会	28-4440	
	会津総合運動公園 わんぱく広場（遊具）	会津若松市公園緑地協会	28-4440	
	背あぶり山公園 （レストハウス、アスレチック、キャンプ場）	会津若松市公園緑地協会	28-4440	
	門田緑地 （テニスコート、グラウンド）	会津若松市公園緑地協会	28-4440	
	大川緑地	会津若松市公園緑地協会	28-4440	
	大川南四合緑地	会津若松市公園緑地協会	28-4440	

区分	施設名称	問合せ先	電話番号	備考
公園・緑地	蟹川緑地	会津若松市 公園緑地協会	28-4440	
	若郷湖公園 (テニスコート)	会津若松市 公園緑地協会	28-4440	
観光・産業施設	若松城天守閣	会津若松 観光ビューロー	27-4005	
	茶室麟閣	会津若松 観光ビューロー	27-4005	
	会津松平氏庭園 (御薬園)	会津若松 観光ビューロー	27-2472	
	会津町方伝承館	会津若松 観光ビューロー	23-8000	
	会津若松駅観光案内所	観光課	29-1251	
	鶴ヶ城観光案内所	観光課	29-1251	
	飯盛山観光案内所	観光課	29-1251	
	鶴ヶ城市営駐車場 (西出丸、東口、南口)	会津若松 観光ビューロー	27-4005	
	飯盛山市営駐車場	観光課	29-1251	
その他	基幹集落センター	農政課	39-1253	
	北会津農村環境改善センター	農政課	39-1253	
	河東農村環境改善センター	会津若松市 公園緑地協会	28-4440	
	多目的農村広場	農政課	39-1253	
	八田地区交流センター	河東支所 住民福祉課	75-2111	
	子どもの森	生涯学習 総合センター	22-4700	
	少年の家	あいづっこ 育成推進室	39-1304	
	河東学園センター	教育総務課	39-1302	
	勤労青少年ホーム	あしすと	36-5622	
	市営住宅内の集会所 (米代団地集会所、 厩町会館、御旗町会館、南花畑集会所、 葉山地区集会所)	建築住宅課	39-1268	

■ 5月31日（日）まで利用等を休止する施設

区分	施設名称	問合せ先	電話番号	備考
スポーツ施設	市内学校体育施設 (体育館)	スポーツ推進課	39-1306	

市内旅館・ホテルの水道基本料金の減免について

観光商工部 観光課

1. 概要

本市の観光業の基幹である宿泊施設（旅館・ホテル）については、観光客の減少により売上が激減しており、さらに今般、市から観光客の宿泊受け入れの自粛を要請することとなった。

このため、その経営維持を図る支援策として、水道料金の基本料金について減免措置を講じることで、事業者の負担軽減を図る。

2. 対象範囲（施設）

東山・芦ノ牧両温泉旅館及び市内宿泊施設 53施設

（旅館業法に基づく「旅館・ホテル」及び「簡易宿所」を対象。性風俗特殊営業店舗及び農家民泊、民泊・農泊を除く）

○性風俗特殊営業店舗・・・観光客を主な対象とした施設ではないため

○農家民泊・・・水道料金を個人分と分けすることが困難なため

○民泊・農泊・・・住宅宿泊事業法において「住宅」の取り扱いとなるため

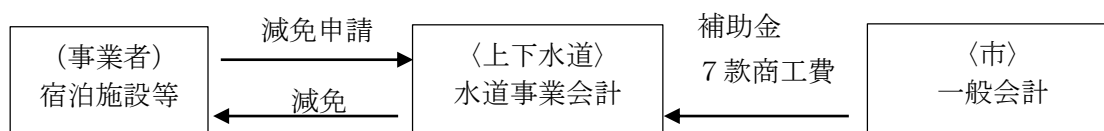
3. 実施期間

4月以降4ヶ月間

4. 減免条件

なし

5. 事業スキーム



6. 発表時期

4月28日（火）

新型コロナウイルス感染症対策総合本部の決定後

本市への観光を目的とした訪問の自粛要請について

観光商工部 観光課

1. 概要

市ホームページ等により、市長からのメッセージとして、他地域の方々に対し、国等による大型連休を含む外出・移動の自粛要請期間内に、本市への訪問を自粛するよう呼びかけを行う。

2. 目的

現在、国・県により、旅行を含めた不要不急の移動の自粛要請がなされているが、特に大型連休には、他地域から一定数の観光客の来訪が予想されるため、市長から本市への訪問の自粛を要請することにより、訪問者数を減少させ、新型コロナウイルスの感染リスクの軽減を図る。

3. 要請期間

新型コロナウイルスの感染拡大が収束し、外出・移動の自粛要請が解除されるまで

4. 要請方法

市ホームページ、市フェイスブック、市ツイッターへの掲載

5. 要請日

令和2年4月28日(火) (新型コロナウイルス感染症対策総合本部の決定後)

会津若松市への観光を目的とした訪問自粛のお願い

現在、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策は重大な局面を迎えており、国においては、すべての国民に対し、旅行を含めた不要不急の移動を自粛するよう呼びかけております。

本市は観光地であり、例年であれば、4月の桜の開花時期から大型連休にかけて全国各地から非常に多くの観光客の皆様をお迎えしております。しかし今年は、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、本市のシンボルである鶴ヶ城天守閣を休館としたほか、市内宿泊施設へ観光客受け入れの自粛要請などを行っているところであります。

本市への観光旅行を心待ちにされていた方も数多くおられたことと思いますが、どうか、今しばらく本市への訪問を控えていただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルスもいずれ必ず収束を迎えます。感染拡大が収束し、外出・移動の自粛要請が解除されたあかつきには、地域をあげて、感謝の想いを込めて観光客の皆様をお迎えいたします。どうか、その日を少しでも早く迎えることができるよう、今は力を合わせて戦いましょう。本市への訪問自粛にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和2年4月28日

会津若松市長 室井 照平

市内宿泊施設における観光客の受け入れ自粛要請について

観光商工部 観光課

1. 概要

市内宿泊施設に対し、県による緊急事態措置期間内における観光客の宿泊受け入れの自粛を要請する。

2. 目的

現在、国・県により、旅行を含めた不要不急の移動の自粛要請がなされているが、特に大型連休には、他地域から一定数の観光客の来訪が予想されるため、市内宿泊施設における受け入れを減少させることにより、本市への訪問者数を減少させ、新型コロナウイルスの感染リスクの軽減を図る。

3. 対象施設

市内旅館・ホテル53施設（水道料金基本料金の減免対象施設）

4. 要請期間

県による緊急事態措置期間内

5. 要請日

令和2年4月28日(火)

(新型コロナウイルス感染症対策総合本部の決定後)

2 観 第 号
令和 2 年 4 月 28 日

市内宿泊事業者 各位

会津若松市長 室井 照平
(公 印 省 略)

市内宿泊施設における観光客の受け入れ自粛について (依頼)

日頃より、本市の観光行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策は重大な局面を迎えており、国においてはすべての国民に対し、旅行を含めた不要不急の移動を自粛するよう呼びかけております。

本市といたしましても、今は市民の皆様の命と健康を守ることを第一とし、他地域からの観光での本市への訪問を控えていただくよう呼びかけを行っているところであります。

つきましては、宿泊事業者の皆様におかれましては、下記の期間について観光客の宿泊受け入れを自粛いただきますよう要請いたしますので、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

記

[要請期間] 福島県による緊急事態措置 (休業要請) 期間内

大型連休に伴う外出自粛等の要請について

健康福祉部 健康増進課

1. 概要

大型連休に伴い、新型コロナウイルス感染症の全国的・急速なまん延防止の恐れがあることから、市民に対して不要不急の外出自粛等の要請について、市長メッセージとあわせてホームページ等で周知を図る。

2. 目的

例年であれば大型連休において、帰省や旅行、遠方の家族との再開の機会となるが、今年に限っては、新型コロナウイルス感染症の全国的・急速なまん延防止のために、不要不急の帰省や旅行等の外出自粛等について、市民に対して市長メッセージとして発信するほか、「ステイ・ホーム おうちですごしましょう」として、不要不急の外出の自粛や日常的な買い物や健康行動等の注意事項等についてホームページ等で周知するものである。

3. 対象

市民

4. 要請期間

県による緊急事態措置期間内

5. 要請日

令和2年4月28日(火)

市民の皆様へ

大型連休に伴う外出自粛等のお願いについて

市民の皆さん、日々新型コロナウイルスの感染防止に向けて、外出の自粛や施設の休業など、様々な御協力をいただいております、心から感謝申し上げます。

本市において、感染者が未だ確認されていないのも、市民の皆さんのご協力のおかげかと思えます。

しかし、福島県内における感染者の発生状況を見ると、いつ感染者が出てもおかしくない、予断を許さない状況となっておりますので、引き続きご理解ご協力をお願いいたします。

さて、まもなく大型連休を迎えます。多くの市民の皆さんが旅行やご家族との再会などを楽しみにしていたことと思いますが、今回の国の決定は、大型連休期間における人の活動を最小化することにあります。

今年は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたぐ移動、また日常生活においても不要不急の外出は控えていただきますよう深くお願いいたします。

自分を守るため、そして自分の大切な人を守るためにも、今年の大規模連休は、会津で御自宅ですくすくお過ごしいただければと思います。

最後になりますが、市民の皆さんには、引き続きご不便、ご苦勞をおかけすることになりますが、市民の皆さんとともに、力を合わせて、この難局を乗り越えてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和2年4月28日

会津若松市長 室井 照平

事業者向け相談窓口について

観光商工部 商工課

1. GW中の金融・雇用相談窓口について

新型コロナウイルスにかかる金融・雇用相談窓口について、GW中も開設します。

期間：5月4日（月）～5月6日（水）

時間：9：00～17：00

場所：会津若松市役所商工課内

2. 雇用調整助成金相談窓口の開設について

(1) 目的

新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、緊急事態宣言が全国に拡大し、福島県においても、休業要請がなされました。要請を受け、休業する企業が増加することから、雇用維持のための雇用調整助成金についても、需要が高まっています。

一方で、雇用調整助成金の申請には、多くの書類が必要であり、事業者はその申請に苦慮し、時間を要しているのが現状です。

そこで、雇用調整助成金にかかる相談窓口を設置し、専門家が個別にアドバイスをすることで、スムーズな申請を支援し、ひいては、市内の雇用維持を図るものです。

(2) 対象者

市内事業者

(3) 設置概要

【設置日】

日時：以下の日程	いずれも13時～17時
5月11日（月）	第1回相談会（本庁中庭第1会議室）
5月16日（土）	第2回相談会（本庁中庭第1会議室）
5月25日（月）	第3回相談会（本庁中庭2階会議室）
5月30日（土）	第4回相談会（本庁中庭第1会議室）
6月3日（水）	第5回相談会（本庁中庭2階会議室）
6月8日（月）	第6回相談会（本庁中庭第1会議室）
6月15日（月）	第7回相談会（本庁中庭第1会議室）
6月22日（月）	第8回相談会（本庁中庭第1会議室）

【設置方法】

体制：社会保険労務士2名（福島県社会保険労務士会へ委託）

方法：1日最大8事業所（社会保険労務士1人につき最大4事業所）

1事業所あたり最長で50分間の相談時間とする

相談は完全予約制としFAXにて受け付け、新着順とする

相談内容：雇用調整助成金の制度や必要書類についての相談

（書類作成代理は行なわない）